【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十一**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第二項又は第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第二項又は第三項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の六第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項　を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第二項又は第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項又は第三項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】 （改正なし）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】

（改正後）

（発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十一**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第二項又は第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第二項又は第三項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の六第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項　を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第二項又は第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第二項又は第三項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

（改正前）

（発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十一**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（発行者　による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十一**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

（改正前）

（発行者である会社による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（発行者である会社による上場株券等の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | （削除） | （削除） |
| 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の四 | 前条第二項 | 第二十七条の二十二第二項において準用する前条第二項 |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

（改正前）

（発行者である会社による上場等株券の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付けを行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 価格（買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この節において同じ。） | 価格 |
| 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】

（改正後）

（発行者である会社による上場等株券の公開買付けに関する読替え）

**第十四条の三の十**　法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付けを行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の二（第二項から第六項までに限る。） | 価格（買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして政令で定めるものとする。以下この節において同じ。） | 価格 |
| 第二十七条の十二第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十二第三項 |
| この節に定める | 次節に定める |
| 第二十七条の七 | 前条第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項又は第二項 |
| 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |
| 第二十七条の八（第六項、 第十項及び第十二項を除く。） | この節の規定 | 次節の規定 |
| 第二十七条の六第三項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第三項 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の九 | 前条第一項から第四項まで | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項から第四項まで |
| 第二十七条の十二 | 第二十七条の八第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第八項 |
| 次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項及び第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七条の二十一第一項 |
| 第二十七条の十三（第三項及び第四項第一号を除く。） | 第二十七条の十一第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第二項 |
| 第二十七条の十一第一項ただし書 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十一第一項ただし書 |
| 第二十七条の六第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項 |
| 第二十七条の十四 | 次条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第一項 |
| 第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する第二十七条の三第四項並びに第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。） |
| 第二十七条の十七 | 第二十七条の五（第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。） | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 第二十七条の五 | 第二十七条の二十二の二第二項及び第五項において準用する第二十七条の五 |
| 次条第二項第一号 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項第一号 |
| 第二十七条の六第一項又は第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の六第一項又は第二項 |
| 次条第二項及び第二十七条の二十第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第二項 |
| 第二十七条の十八 | 第二十七条の十三第四項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十三第四項 |
| 前条第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する前条第一項 |
| 第二十七条の二十一第一項 | 第二十七条の十七第一項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十七第一項 |
| 第二十七条の一八第二項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の十八第二項 |

２　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第八項及び第十一項の規定による公告又は公表について、法第二十七条の二十二の二第六項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の七 | 次条第八項 | 第二十七条の二十二の二第二項において準用する次条第八項 |

３　法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書について、法第二十七条の二十二の二第七項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読 み 替 え る 字 句 |
| 第二十七条の八（第一項から第五項までに限る。） | 含む。第七項において同じ。 | 含む。 |

（改正前）

（新設）